

豚流行性下痢(PED)の好発シーズン前に、飼養衛生管理基準の再確認をお願いします!

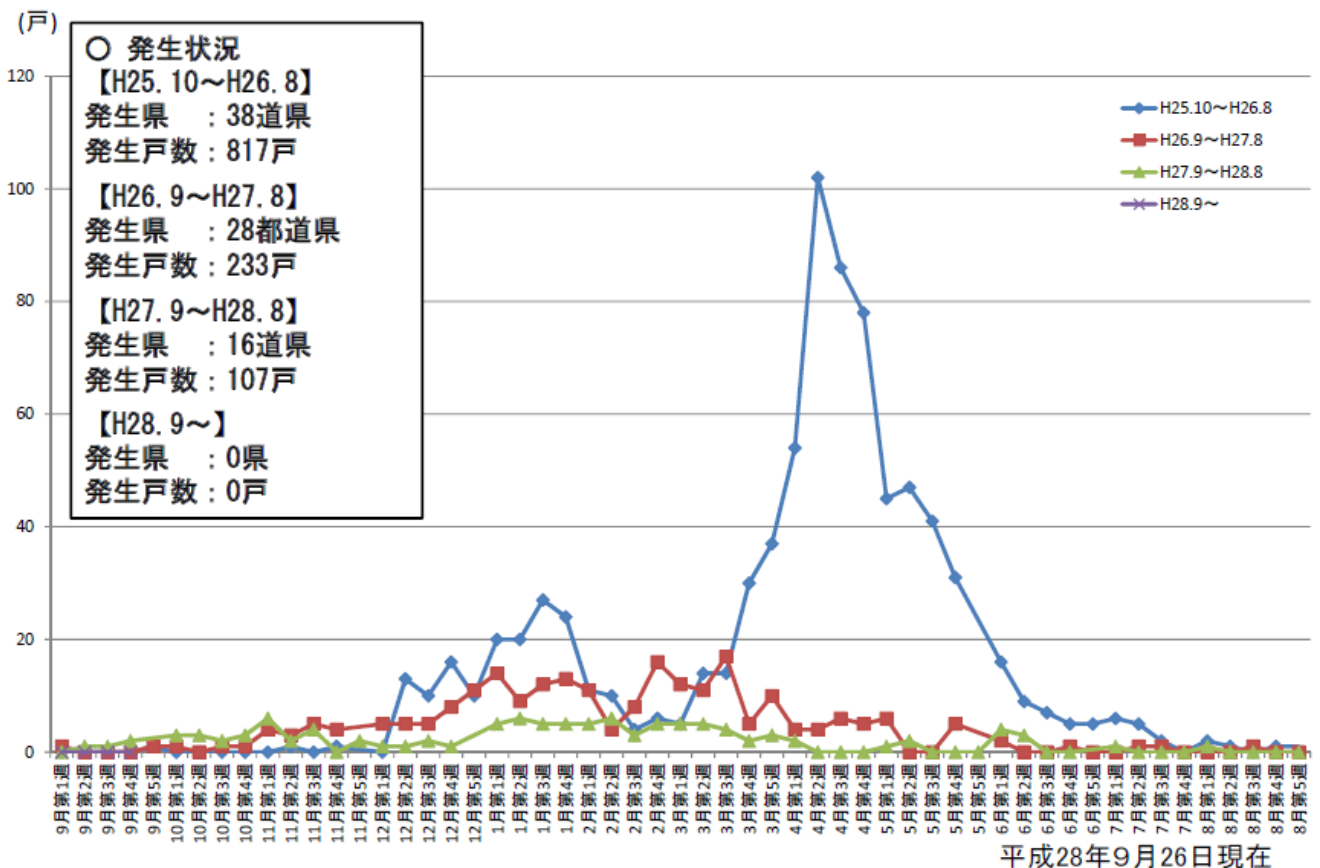
★各農場内の飼養衛生管理基準の徹底や畜産関連施設における対策の徹底が図られ、PEDの発生件数は年々減少し、限局的な発生となっています。

しかし、一部の県では散発的な発生が報告されており、過去3年間を見ると、気温の低下する10月以降にPEDの発生が増加しています。

今冬シーズンに備え、再度、飼養衛生管理基準の徹底による農場への侵入防止対策をお願いします。

★PEDの発生は冬季に増加します。

豚流行性下痢の発生件数の推移(週毎)
【平成25年10月～】



時間外、土日祝日に連絡の必要な場合は、

警備室 **0573-26-1114** に電話し、

「家畜保健衛生所に緊急に連絡が必要」と伝え、
警備員が家畜保健衛生所職員におつなぎします。

PEDの発生防止対策を再徹底しましょう！

侵入、伝播、拡大防止のため、以下の事項に特に注意してください。

◎ 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 日頃の豚の健康状態の観察
- 導入豚の隔離 (2～4週間) の徹底
- 部外者立入り制限など豚、人、車両、作業器具の出入りを管理
- 作業員や運搬車両(タイヤ周りだけでなく、荷台、運転席マット等車両全体)の確実な洗浄消毒
- 可能であれば、分娩舎と他の畜舎との衛生管理を分ける
- 消毒は有機物を除去してから、逆性石けん系、アルデヒド系等を適正濃度、頻度で行う

◎ ワクチンの適正使用

- ワクチン効果を十分に引き出すために、排泄物のこまめな処理、豚舎の消毒等を徹底しましょう。
- 今回の流行株に有効性が示されており、全国のワクチン接種率は7割程度と推定されています。また、少頭数用の製品の供給が再開されるとのことです。

☆健康観察を徹底し、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状を確認した場合は、
速やかに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。